

部落内を回覧してください

## 家畜を飼育している皆様へ

家畜の所有者は、家畜伝染予防法の規定に基づき、飼養状況等について、県への報告が毎年義務づけられています。畜産農場はもとより、ペットとして飼育する場合も同様に報告が必要です。

### 報告書の提出対象者

・次に挙げる動物を飼育している方

鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう 1羽以上

牛・水牛・馬・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし 1頭以上

受付締切日 令和8年6月8日(月)

届出場所 神山町役場 産業観光課、広野支所、各公民館まで

提出書類 家畜伝染病予防法に基づく「定期報告書」

※報告書を上記届出場所にて受けとり、令和8年2月1日時点の飼育状況を記入して提出してください。

### お問い合わせ先

神山町産業観光課 畜産担当

TEL 088-676-1118

各 位

## 家畜を飼育している皆様へ

家畜の所有者は、家畜伝染予防法の規定に基づき、飼養状況等について、県への報告が毎年義務づけられています。畜産農場はもとより、ペットとして飼育する場合も同様に報告が必要です。

### 報告書の提出対象者

・次に挙げる動物を飼育している方

鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう 1羽以上

牛・水牛・馬・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし 1頭以上

受付締切日 令和8年6月8日(月)

届出場所 神山町役場 産業観光課、広野支所、各公民館まで

提出書類 家畜伝染病予防法に基づく「定期報告書」

※報告書を上記届出場所にて受けとり、令和8年2月1日時点の飼育状況を記入して提出してください。

**お問い合わせ先**

神山町産業観光課 畜産担当

TEL 088-676-1118